

合志市生活応援商品券の利用は忘れずに

▶使用期限 **1月31日(日)**

●問い合わせ先

市生活応援商品券コールセンター

☎242-1401

(受付時間)

午前8時30分～午後5時15分

※平日のみ

▶商品券取扱店はこちらから

取扱店は商品券に同封されている取扱店一覧表か、市ホームページをご確認ください。



※取扱店は随時更新しています。取扱店の連絡先や最新情報などは市ホームページをご確認ください。

合志市生活応援商品券取扱店の皆さんへ

合志市生活応援商品券の取扱店登録および換金の受け付けには期限がありますのでご注意ください。

取扱店登録について

▶対象事業者

市内に事業所または、店舗を有する事業者

▶申込方法

登録申込書を市商工会へ提出してください。

▶申込期限 **1月29日(金)**

●問い合わせ先

市商工会(ルーフ合志101号室) ☎242-0733

換金について

▶換金取扱金融機関

①肥後銀行合志支店 ②肥後銀行須屋支店

▶換金期限 **2月26日(金)**

▶換金受付時間 **午前9時～午後3時(開行時間)**

登録申込書や換金依頼書は市ホームページからダウンロードできます。

寄り添う気持ちを大切に



①会員の皆さんは、全部で16人。3班に分かれて、2～3カ月に一度音声訳を行なう
②活動の様子



合志市音声訳グループこだま

代表 八代 絹子さん

(すずかけ台)

令和2年12月8日、合志市音声訳グループこだまが、障がい者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰を受賞した。「一過性の出来事ではなく、これまで継続してきたことが評価されて嬉しいです」と喜びを語る八代さん。

同グループは、広報こうしや協会だより『きずな』、社協だより『ほっとライン』などの音声訳を行ない、視覚に障がいのある人たちに情報を届けている。「私たちは書き手の意図をくみ取ったうえで読み方を工夫しています。例えば、『ご覧下さい』という言葉一つでも、目の見えない人にとっては分からない言葉なので、お知らせしています。『という言葉に換えます』と常に聞く人たちに寄り添う気持ちを大切にしてきた。

八代さんが音声訳を始めたのは、約24年前に社会福祉協議会の音声訳の講座に参加したことがきっかけである。

「本を読むのが好きですし、40代を過ぎてから何か社会活動をやってみたいと思いました」とも

と職場や結婚式などで司会をする経験があり、人前でしゃべることが好きだった。「話すことに関する専門の講座で勉強したこともありましたが、好きだからこそ、仕事をしながら音声訳グループとしての活動を続けられた。「それでも家族や周囲の人たちの協力なしにはできないことではありません。ありがたいと思います」と感謝を述べる。

同グループは、音声訳のほかに施設での紙芝居や本の読み聞かせ、視覚に障がいのある人の料理教室や外出介助などにも長年、取り組んできた。

「新型コロナウイルスの影響で人と会う機会が減りましたが、こういう時だからこそ視覚に障がいのある人たちに情報を切らずに届けていきたいと思っています」

読み聞かせや外出介助などの要望があれば、できることはできる限り続けていきたいという。これからも視覚に障がいのある人たちの目の代わりとなって寄り添い、大切な情報を届けていく。

創業者・経営者必見 オンライン時代に知っておくべきビジネスの新常識

市内創業者・事業者向け オンラインセミナー

九州経済産業局と本市の連携事業として、市内創業者・創業予定者・事業者向けのオンラインセミナーを開催します。

ウイズコロナに対応し、オンラインでのビジネスが主流になる中、経営戦略としてデジタルマーケティングやECサイトの活用方法、知財に関する知識などを解説します。

▶と き 1月27日(水)
午後2時～4時

▶対象者 市内創業者・創業予定者、市内事業者など

▶開催方法 オンライン(Cisco Webex Meetings)

▶参加費 無料

※通信料などは参加者負担となります

▶申込方法 QRコードより、必要事項を記載のうえお申し込みください。



●問い合わせ先

商工振興課 商工振興班 ☎248-1115

合志市事業者定額支援金の 受付期限を延長します

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した市内事業者を幅広く支援する「合志市事業者定額支援金」の受付期限を2月26日(金)まで延長します。

申請要件に当てはまる事業者は、期限内に申請をお願いします。

▶対象

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年1月以降に前年同月比で売上が20%以上減少した月がある市内事業者(市内農業者も含む)

※国の持続化給付金、県の継続支援金を受けた事業者も申請できます。

▶支援金の額 一律10万円

※法人で売上が前年同月比で50%以上減少した場合は一律20万円

▶申請期限 2月26日(金)

●問い合わせ先

商工振興課 商工振興班 ☎248-1115